





(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
内山病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 診察室      ■ 手術室      ■ 処置室</li> <li>■ 臨床検査施設   ■ エックス線診療室</li> <li>■ 調剤所</li> <li>■ 病床数（ 99 床）</li> <li>■ 医師住宅      ■ 看護師住宅</li> </ul>	阿久根市国民健康保険大川診療所での救急患者については、泌尿器科関係は、当該法人の開設する内山病院に、そのほかの二次救急については、公益社団法人出水郡医師会広域医療センターに救急車等を利用転送し、共同診療を実施するなどの対策を取っている。また、容態が安定した患者で長期療養を要するような患者については、密接な連携の下、内山病院がその患者を受け入れている。当該内山病院から在宅復帰した患者については、訪問看護や訪問リハビリ、デイケア等を実施している。当該内山病院から直接在宅復帰できない患者については、当法人が運営する介護老人保健施設を活用している。

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職 種 人 員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
	定 員	7		2	1		1		28		1	5	3	3			
実人員	18		6	2		4		39		3	7	4	5	22	9	78	184
内特殊関係者	3		1														4

5 勤務体制

	体 制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内		3		1		1
	オンコール		0		0		0
内 精神科医（再掲）	病院内		0		0		0
	オンコール		0		0		0
内 小児科医（再掲）	病院内		0		0		0
	オンコール		0		0		0
内 産婦人科医（再掲）	病院内		0		0		0
	オンコール		0		0		0

薬剤師	病院内		4		0		0
	オンコール		0		0		0
診療放射線技師	病院内		1		0		0
	オンコール		0		0		0
臨床検査技師	病院内		2		0		0
	オンコール		0		1		1
看護師	病院内		29		4		9
	オンコール		0		0		0
合 計	病院内		39		5		10
	オンコール		0		1		1
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

## 6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すること。

### (1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（	人

### (2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

### (3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無	
・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置	
・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置	
・ 医療人材派遣に係る措置	

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 昴和会 理事長 古郷米次郎

住 所：鹿児島県阿久根市高松町 22 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	内山病院 へき地医療拠点病院の指定 ( 有 ・ (無) )
病院の所在地	鹿児島県阿久根市高松町 22 番地
管轄保健所名	川薩保健所

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
阿久根市国民健康保険 大川診療所	108 日間	3 人	108 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計	108 日間	3 人	※ 108 人日

[国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

**添付資料**

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

**医師派遣明細表**

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	108日間	阿久根市国民健康保険 大川診療所	3人	108人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合計	108日間	—	3人	108人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。